

第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン 令和8年度施策集について

令和8年 3月26日
子ども・青少年政策課

第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの進行管理

計画の進行管理

- 1 毎年度の予算編成過程において、第3期プランの施策体系や成果指標を意識した検討を行います。
- 2 新年度の事業展開（新規事業を含む）と各事業の目標を掲載した「施策集」を作成します。
- 3 「施策集」を児童福祉専門分科会へ提示し、目標設定の妥当性について御意見をいただきます。
- 4 「施策集」掲載事業の進捗状況は児童福祉専門分科会へ報告し、毎年度点検・評価を行います。

各事業の目標設定の考え方

- ・各事業の目標設定に当たっては、できる限り具体的・定量的な指標・目標値を設定します。
- ・ただし、施策の性質によっては、事業の実施自体を指標としているものもあります。

定量的な目標設定をしない事業の例

- ・手当等の給付を目的とする事業で、要件を満たす申請については全て給付するもの
※ 児童手当、就学援助、医療費助成 など
- ・行政手続の中で減免・優先・優遇等、または周知啓発を行うことを目的とするもの
※ 市営住宅の優先入居、水道料金の減免 など
- ・会議の開催、施設や相談・支援の窓口設置等を目的とするもの
※ 児童福祉専門分科会児童養護審査部会、子ども家庭総合センターの管理、子ども急患電話相談 など
- ・必ずしも実績数等の増加が望ましいといえないもの
※ 母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業 など

令和8年度施策集のポイント

新規事業の追加

「総合振興計画実施計画の改定」「令和8年度予算編成における調整」等を踏まえ、令和8年度施策集に以下の事業を追加しました。

① (仮称) 子どもの権利条例制定及び普及・啓発事業

基本目標 III	子ども・若者が健全に成長できる環境づくり							
施策(1) 子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現								
	事業名	指標	基準値 (R5)	目標				
				R7	R8	R9	R10	R11
184	(仮称) 子どもの権利条例制定及び普及・啓発事業 (子ども・青少年政策課)	「(仮称) 子どもの権利条例」の検討、制定、普及・啓発	—	—	検討	制定	普及・啓発	普及・啓発

【事業概要】

「(仮称) 子どもの権利条例」の制定に向け、広く子どもから意見を取り入れるためのアンケート調査や、子どもが主体となる子どもの権利条例検討プロジェクトを行います。

子どもの権利条例制定後は、子どもの権利について広く周知し、子どもを権利侵害から守ります。

【評価指標・目標値設定の考え方】

令和10年4月1日の条例の施行に向けて、令和8年度に条例検討、令和9年度に条例を制定し、令和10年度からは子どもの権利の普及・啓発を行います。

令和8年度施策集のポイント

新規事業の追加

② 子どもの権利救済機関

基本目標 III		子ども・若者が健全に成長できる環境づくり						
施策(1) 子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現								
	事業名	指標	基準値 (R5)	目標				
				R7	R8	R9	R10	R11
185	子どもの権利救済機関 (子ども・青少年政策課)	救済機関の開設、運営及び相談支援等の実施	—	—	いじめ問題 救済機関の 開設及び 相談支援の 実施	いじめ問題 救済機関の 運営及び 相談支援の 実施	子どもの権 利救済機関 の開設及び 相談支援の 実施	子どもの権 利救済機関 の運営及び 相談支援の 実施

【事業概要】

令和8年度に、いじめ問題等に対して早期に介入し、解決を図るため、学校や教育委員会から独立した第三者機関として、いじめ問題救済機関を開設します。
また、令和10年度に条例施行を目指している「(仮称)子どもの権利条例」の制定後は、いじめを含む子どもの権利全般を対象とした子どもの権利救済機関に拡大します。

【評価指標・目標値設定の考え方】

令和8年度及び令和9年度は、いじめ問題等から子どもたちを救済するための「いじめ問題救済機関」を開設・運営し、相談支援等を実施します。
令和10年度からは、いじめ問題を含む子どもの権利侵害に対して、子どもたちを救済するための「子どもの権利救済機関」を開設・運営し、相談支援を実施します。

令和8年度施策集のポイント

新規事業の追加

③ ひとり親家庭学び直し支援事業

基本目標 IV	誰一人取り残さない支援の充実							
施策(4) ひとり親家庭等への自立支援の充実								
	事業名	指標	基準値 (R5)	目標				
				R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
186	ひとり親家庭学び直し支援事業	事業の実施	—	—	実施	実施	実施	実施

【事業概要】

ひとり親家庭の方の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、子育てが一段落した後の将来を見据え学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成します。

【評価指標・目標値設定の考え方】

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進のため、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るものであり、支援を必要としている方が、必要な支援を受けることが重要であることから、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

「総合振興計画との整合性」などの理由により、令和8年度施策集において以下の事業の評価指標、目標値を変更しました。

第3期プラン（計画本文）については、令和9年度の間見直しにおいて、事業の評価指標、目標値を変更する予定です。

変更した事業数

変更理由		基本目標	I	II	III	IV	合計
総合振興 計画との 整合性	1	実績値にあわせて 目標値を見直した（上方修正）	2	4	4	1	11
	2	実績値にあわせて 目標値を見直した（下方修正）	0	1	1	1	3
	3	事業目的や新たな課題、 国・県の制度等との整合などを 踏まえ、評価指標を見直した	0	3	5	1	9
	4	指標の文章を変更した （指標自体の変更なし）	0	1	2	0	3
その他			1	3	2	0	6
合計			3	12	15	3	32

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

総振1 実績値にあわせて目標値を見直した（上方修正）

▶事業の例 乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業

基本目標 I		安心して子どもを産み育てられる環境づくり						
施策(3) 親子の健やかな成長のための支援と環境整備								
事業名	変更	指標	基準値 (R5)	目標				
				R7	R8	R9	R10	R11
13 乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業（母子保健課）		受診率（乳健：3歳児健康診査の受診率、歯科：各歯科健康診査受診率の平均）（%）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）
			96.9	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0
13 乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業（母子保健課）		受診率（乳健：各乳幼児健康診査の受診率、歯科：各歯科健康診査受診率の平均）（%）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）	（乳健）
			96.7	94.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		一段階目の実施率（問診票（全員用）の回答率）（5歳児）（%）	（5歳児）	（5歳児）	（5歳児）	（5歳児）	（5歳児）	（5歳児）
			—	—	35.0	40.0	45.0	50.0

変更理由①（総合振興計画との整合性）

評価指標を各乳幼児健康診査（1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）の平均受診率に見直しました。令和6年度までは、3歳児健康診査受診率を評価指標としていましたが、受診勧奨等実施の実施により、第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プランの目標値を超える受診率となったことを踏まえ、引き続き、健診事業の適切な管理を行い、受診率95%を維持することを目標としました。

変更理由②（5歳児健康診査に関する指標の追加）

令和8年度から、新たに5歳児健康診査を実施します。本市では国が示す二段階方式を採用し、一段階目は対象となる年齢の幼児全てに問診票（全員用）を送付し回答を得る方法とし、二段階目は一段階目で発達等に課題があると考えられた幼児が集団健診を受診する方式とします。これを踏まえ、目標値は一段階目の実施率（問診票（全員用）の回答率）としました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

総振2 実績値にあわせて目標値を見直した（下方修正）

▶事業の例 ワークステーションさいたま運営事業

基本目標 II		子育てがしやすい環境づくり						
施策(6) 相談・情報提供の充実								
	事業名	変更 指標	基準値 (R5)	目標				
				R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
84	ワークステーションさいたま運営事業（労働政策課）	ワークステーションさいたま施設利用者数（人）	—	10,300	10,350	10,400	10,450	10,500
84	ワークステーションさいたま運営事業（労働政策課）	ワークステーションさいたま利用者数（人）	10,189	10,300	10,250	10,300	10,350	10,400

変更理由

総合振興計画との整合性を踏まえ、評価指標及び目標値を変更しました。

なお、令和8年度の目標値について、令和5年度及び令和6年度の実績を基に算定した結果、令和7年度と比べて減となっています。

▶上記の例以外の事業

事業番号	事業名	変更理由
130	交通安全教室事業	過去実績等により目標値を見直し
180	生活困窮者自立支援事業（福祉まるごと相談窓口）	法律の改正に伴う相談窓口の拡充により、対象者の増加や相談対応の難化が想定されるため、目標値を見直し

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

総振3 事業目的や新たな課題、国・県の制度等との整合などを踏まえ、
評価指標を見直した事業の例

▶事業の例① 子どもの社会参画推進事業

基本目標 III		子ども・若者が健全に成長できる環境づくり							
施策(2) 多様な体験・活動の提供									
	事業名	変更	指標	基準値 (R5)	目標				
					R7	R8	R9	R10	R11
101	子どもの社会参画推進事業 (子ども・青少年政策課)		参加してよかった等と回答した参加者の割合 (%)	94.8	90	90	90	90	90
101	子どもの社会参画推進事業 (子ども・青少年政策課)		社会参画意識が高まったと答えた参加者(事業に参加した子ども)の割合 (%)	—	—	90	90	90	90

変更理由

事業の目的を鑑み、子どもたちが仮想のまちづくりに参加した経験を通して、実際の社会への参画にも興味を持ったのかをアンケートで確認することとしたことに加え、総合振興計画との整合性を踏まえた上で、指標を変更しました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

総振3 事業目的や新たな課題、国・県の制度等との整合などを踏まえ、
評価指標を見直した事業の例

▶事業の例② 総合療育センター事業

基本目標 IV		誰一人取り残さない支援の充実						
施策(1) 障害児施策の充実								
	事業名	指標	基準値 (R5)	目標				
				R7	R8	R9	R10	R11
131	総合療育センター事業 (総合療育センターひまわり学園)	初診待ち期間(日)	61	30	30	30	30	30
		保護者支援事業の満足度(%)	—	90	92	94	96	98
131	総合療育センター事業 (総合療育センターひまわり学園)	初診待ち期間(日)	61	30	30	30	30	30
		保護者向けの研修などの支援事業 による負担感・不安感の軽減度(%)	—	—	90	90	90	90

変更理由

事業の目的である「保護者の子育てに関する負担感や不安感の軽減」を鑑み、総合振興計画との整合性を踏まえた上で、評価指標を変更し、目標値は90%としました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

総振4 指標の文章を変更した（指標自体の変更なし）事業の例

▶事業の例 子ども・若者の意見表明・社会参画の促進

基本目標 III		子ども・若者が健全に成長できる環境づくり							
施策(2) 多様な体験・活動の提供									
	事業名	変更	指標	基準値 (R5)	目標				
					R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
104	子ども・若者の意見表明・社会参画の促進 (子ども・青少年政策課)		意見表明の重要性を感じる ことができた参加者の割合 (%)	—	90	90	90	90	90
104	子ども・若者の意見表明・社会参画の促進 (子ども・青少年政策課)		自分の意見を言うことが大切 だと思ようになった参加者 (事業に参加した子ども・若 者)の割合 (%)	—	90	90	90	90	90

変更理由

総合振興計画との整合性を踏まえ、指標の趣旨をより分かりやすく表現するため、指標の名称を変更しました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

その他の理由で変更した事業

▶事業の例 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業 父子手帖

基本目標 II	子育てがしやすい環境づくり							
施策(5) 社会全体で支える子育て支援の充実								
	事業名	変更 指標	基準値 (R5)	目標				
				R7	R8	R9	R10	R11
68	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業 ・父子手帖（子育て支援課）	父子手帖の発行部数（冊）	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
68	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業 ・父子手帖（子育て支援課）	父親向け家事・育児等の情報 発信の実施	—	—	実施	実施	実施	実施

変更理由

令和7年9月26日付「令和8年度予算編成における各種印刷物の作成数の見直しについて（通知）」により、印刷物の削減について市の方針が示されたことから、父子手帖については配布対象がパソコン・スマートフォン等の操作に慣れている若い世代であり、電子データへのアクセスが容易であると考えたため、情報を冊子からデータに移行し、ホームページに掲載しました。これに伴い令和7年度をもって冊子の発行を終了することとしたため、令和8年度以降の指標を「父親向け家事・育児等の情報発信の実施」に修正しました。

令和8年度施策集のポイント

評価指標・目標値を変更した事業

その他の理由で変更した事業

▶前頁の例以外の事業

事業番号	事業名	変更理由
2	不妊・不育相談等支援事業	協力大学の増加による、目標値の見直し（上方修正）
26	幼保小連携教育研修会	事業目的を踏まえた評価指標の変更 「研修会理解度評価について、肯定的に回答した割合（%）」 → 「研修会後の自己評価において、資質向上が図られた教職員の割合（%）」
70	子ども・青少年希望基金の運用	寄附実績を踏まえた、目標値の見直し（上方修正）
93	特別支援教育の推進事業	新たな課題の対応のため、目標値を見直し（上方修正）
107	青少年団体補助事業	補助団体の増加による、目標値の見直し（上方修正）

令和8年度施策集のポイント

施策集の様式の変更について

新たに、「新規・変更」の区分、変更の分類欄（赤枠部分）を追加しました。

【新規・変更】新規事業→新規

指標・目標に変更があるもの→変更と記載します。

【変更の分類】変更事業について、資料5頁の「変更の分類」を記載します。

（例）総合振興計画との整合性による変更で、実績値にあわせて上方修正した場合→総振1
その他の理由で変更した場合→その他

第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン 令和8年度施策集

基本目標 I		安心して子どもを生き育てられる環境づくり							
成果指標		基準値	目標			備考			
妊娠・出産について満足している人の割合		79.8% (令和5年度)	84.4% (令和11年度)			母子保健課のアンケート			
施策(1) 結婚や妊娠を望む方への支援									
事業名	指標	基準値 (R5)	目標					新規 ・変更	変更の 分類
			R7	R8	R9	R10	R11		
1	デジタルを活用した婚活の推進 (子ども・青少年政策課)	デジタル婚活事業への新規登録者数(人)	624	600人増	600人増	600人増	600人増	600人増	
2	不妊・不育相談等支援事業 (母子保健課)	事業への協力大学の件数(件)	12	12	12	12	12	12	変更 その他
3	子育て世帯・若者夫婦世帯向け住宅の確保 (住宅政策課)	新婚・子育て世帯向け住宅の募集戸数(戸)	—	5	5	5	5	5	
4	少子化対策・結婚支援事業 (子ども・青少年政策課)	結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合(%)	—	85	86	87	88	89	

追加